

安全安心なまちをつくる

【将来のあるべき姿】

- (1)『自分たちのまちは自分たちで守る』という区民意識が醸成され、都市型コミュニティの中での自主的な交流連帯と、区と区民の協働により、一人ひとりの命を大切に、災害に強く、犯罪のないまちとなっている。
- (2)それぞれの地域が特性を活かしながら連帯して、子どもが元気に育てられるなど、だれもが安全で安心して暮らせる生活環境ができています。
- (3)地域安全に関する行政のハード対策及びソフト対策、情報の共有化・情報伝達の整備、様々な主体の連携により、「安全安心を誇れるまち新宿」となっています。

【現状と課題】

新宿区は、歴史と伝統と活力を備えたまちであり、新宿区に住み、働く人々によって形成され、護られてきた生活環境がある。これを維持・向上させていくことは、先人からこのまちを受け継いで新宿区に住み、働き、集い、憩うすべての人々の責務である。

新宿区の生活環境は、これまでの経済成長による東京への人口集中の影響を受け、地域住民の連携連帯の意識の薄れ、繁華街で多発する犯罪や住宅地域での空き巣等の犯罪拡大など急激で大きな変化と歪みをもたらした。

また、近年の地球温暖化の影響等による首都圏の集中豪雨被害や、想定される首都圏直下型地震の発生など、私たちの生命や財産には甚大な被害が懸念されている。

さらに、想像をはるかに超えた惨事が多発する世相において、区民にとって“安全で安心な住み良い地域社会”の実現のためには、自然災害や事故・犯罪事件など突発的事態に際しても円滑かつ迅速・的確な措置がとれる危機管理能力の強化と、被害を最小限に抑える「減災社会の実現」が区政の最重要課題であり、かつ区民の期待が大きいものである。

今、区民・事業者・行政など新宿区に関わるすべての人々の知恵を集め、総力を挙げて生活環境を改善し、主体的かつ具体的な行動を始めていくことが求められている。

1 現状

- (1)区は、防災対策の他、突発的な事態に対する初動措置や対策活動の指示、幅広い情報収集が行えるよう、平成 14 年度に防災課を改組・充実し現在の危機管理課を設置した。平素からの協力体制の構築、地域住民や地域団体との連携を図る業務などを担当しているが、区民からは地域の防犯、地震・災害対策といった「地域安全」の施策や具体策が見えないとの声が出ています。
- (2)区は、区民の安全な生活を確保するため「新宿区民の安全・安心の推進に関する

条例」の制定など区の決意を表明し、区民と共に諸施策を実施してきた。しかし、施行計画の実行にあたっては、条例文には曖昧語が多く、文章が誰にでも理解しやすい簡潔な文章になっていない。

- (3) 区は、区民への安全講習会・安全マップ配布・幼児への防犯ブザー等、広範囲な情報提供や防犯啓発活動を積極的に実施している。しかし、災害時要援護者に対する災害時の様々な問題に十分な協議がされていない、「子ども安全ネット」が機能していないなどの意見が出ている。
- (4) 安全安心が最も強く望まれてきた繁華街の歌舞伎町は、警察・区・区民が一体となった犯罪防止活動の「歌舞伎町ルネッサンス」が大きな成果を挙げている。
- (5) 価値観の多様化に伴う人々(住民・事業者・行政)のモラルの低下やルール無視、マナー欠如などから、安全・安心・快適な生活環境を保全・改善するために、大きなエネルギーの投入を余儀なくされているが、その効果は未知数である。
- (6) 高齢化・少子化・核家族化が急速に進むにつれ、地域社会の人と人との関係が希薄化している。(高齢者の一人暮らしが多い、国勢調査に協力しない人がいるなど)

2 課題

(1) 行政

行政(区)は、いわゆる縦割り組織であり、区民に対する情報が一元化されていない。区民には区の施策が具体的に見えず、区民の意見は区の中核に伝わらないでいる。そのため地域安全に関心のある人も行動に移れないでいる。

縦割り行政の弊害として、ハード面(例:都市生活のインフラ整備等)、ソフト面(例:官民の様々な組織の機能・実績・存在などの情報)が整理できていない。また、警察・消防・区の連携のあり方が課題である。

(2) 担い手

地域安全の担い手が、高齢者・主婦・商店会等が中心となっており、地域住民全体の取り組みとなっておらず、特定の人への負担が重くなっている。

町会と町会連合会は地域安全にとって重要な担い手であることには間違いないが、地域格差があり、町会組織を取り巻く環境は厳しくなっている。(高齢化・新住民の対応・活動人口や加入率の減少)。そのため十分に機能が発揮されていない。また新たな組織としての地区協議会については、その認知度が低い。

住民間の交流が少なく、全員参加による防犯・防災への地域安全活動ができない。マンション住民と旧住民との両者の間でコミュニケーションが不足している。

ボランティア組織(消防団・災害支援ボランティア・消防少年団・交通少年団・青少年育成委員会・社会福祉協議会、自警組織等)の連携が不十分である。

(3) 防災

大都市における防災を検討する場合、都市の過密状態、自動車社会(自動車・道路・高速道路等)、防災体制(住民への周知・防災訓練・避難路・避難所・避難場所)、交通面での危険、歩道や路上障害物(違法駐車・自動車・バイク・放置自転車・違法広告・置き看板、のぼり旗)、老朽化家屋の建て替え、ライフラインの確保(雨水の利用・自家発電等)などが大きな問題となる。

自然災害(地震・水害)がひとたび発生した場合、広範囲に亘り罹災する可能性が大きいため、区民は常に不安感を抱いて生活をしている。「災害に強く逃げないですむ安全なまちづくり」を進めるには、建物の不燃化や耐震化を促進し、あわせて延焼遮断帯で市街地を区切り、延焼の拡大を防止することが基本である。

延焼遮断帯は、幹線道路と沿道の耐火建築物で構成され、災害時の避難路や物資輸送路として機能する。災害時に防火拠点となる区役所、地域センター、学校などの公共施設および駅、劇場・ホールなどの準公共施設の耐震不燃化、さらに木造住宅地域などの耐震診断とともに耐震補強工事支援などが急務である。

実際に大災害が起きた場合には、防災システムの活用等シミュレーションどおりに機能しないことが想定される。また、情報の伝達方法、経路がわかりにくい。被災者個人の連絡体制や災害時での社会的弱者(子どもや、お年寄り、障害者、外国人)への配慮が課題である。

首都圏直下型地震の発生によって想定される「帰宅困難者」の35万人が、徒歩で帰宅できるように企業、区、大学などが連携して支援する仕組みづくり、災害協力の促進が必要である。

安全・安心なまちづくりのキーワードは「地域ぐるみ」である。災害時の自助・共助・公助の協働による“いのちと暮らし”を守る体制づくりが重要である。これらを基にさらなる防災区民組織の育成支援と高齢者などの防災弱者に対する避難支援が重要である。(事前に避難担当者や避難方法の明確化)

集中豪雨に対する妙正寺川、神田川の護岸、遊水地の早急なる整備。都市型鉄砲水(雨量100ミリ)に対する雨水マス・排水管・排水溝・地下室浸水の対策。下水道幹線の整備(第二妙正寺川・十二社・戸山幹線)水害を警戒、防御し被害を最小限に食い止めるための水位警報装置の改良が急務である。

(4) 防犯

匿名性の強い都市生活(例:各戸の表札が出ていないマンションも多い)は、都会に暮らす魅力であると同時に、犯罪に対して地域の目が行き届かない社会を生み出している。特に新宿区のように流動人口が多く様々な職業の人がいて、価値観や生活時間・生活様式が異なる住民が暮らしていると、地域に於ける防犯をどのよう

にしたらいかがが課題である。

新宿警察署管内は犯罪多発地域であり、歌舞伎町及び西新宿の繁華街を抱える新宿は刑法犯認知件数(平成17年度上半期)において都内第3位と犯罪の件数が高く、薬物等の汚染、売春・不法滞在などが多発している。

一方で、警察官の常時不在交番があることや、繁華街の監視カメラ設置とプライバシー保護の問題が指摘されている。

区民の多数は防犯に対して不安を感じているが、対策については人任せであり、当事者意識を高めることが課題である。

人々の心が乱れ、他者への関心を示さなくなったことにより、社会的弱者(子どもや高齢者)への犯罪が増える要因になっている。(他人に注意するとトラブルになる)

「子どもに対する犯罪(加害者あるいは被害者のどちらにもなる可能性を持つ)」を防いでいくためには、子どもを取り巻く教育環境(家庭・学校・地域)の連携を密にしていく必要がある。

【取組みの方向性】

災害に強いまちづくり(防災ハード面)

(1) 災害からまちと、くらしと、いのちを守る

都市を丸ごと耐震不燃化し、幹線道路と延焼遮断帯により大火からまちを守ること。

国の改正耐震化促進法を受け新宿区においても10年後の数値目標と各年ごとの改善値を設け、区は本格的な耐震化に早急に取りかかること。

公共および準公共施設、ライフライン(電気・ガス・上下水道など)の耐震不燃化の促進

木造住宅地域などの耐震診断とともに耐震補強工事の支援助成制度の充実

新防火地域の導入による耐震不燃化の促進(容積率の緩和 + 準耐火仕様)

市街地の安全性を向上させる(電信柱の地中化)地区計画等のまちづくりの促進

延焼遮断帯の促進と幹線道路にいたる主要な避難経路の確保

区は、人々が安全に生活できるために公共施設のバリアフリー化に努める。

(2) 備え(防災計画)による防災拠点と避難所施設の充実

最新の被害想定を反映した震災復興計画を作成し、震災後の混乱を避けるため計画の事前提示を行い、被災者救済・ライフライン普及・防疫・瓦礫撤去・仮設住宅の供給、企業は震災事業継続計画(BCP)を策定、都市機能再生のためのまちづくりを計画的に行う。

区は、災害発生3日後からの復興計画は、人命を優先した将来のまちづくり計画とあわせて行うよう事前開示し、理解を得る。

区は、遊水地、河川改修とともに2011年までに降雨量75ミリ(現50ミリ)対応の雨水排水管を設置し、2016年までには100ミリ対応に改修する。

防災体制づくり(防災ソフト面)

災害時には、区と区民の協働で、救護救援体制が整い、災害時要支援者に対して人間尊重の配慮がされる。

区は、災害時の行動指針を作成し、区と区民の役割分担を明確化し、災害時の弱者救援、救護体制をつくる。

区は、災害時に迅速に対応できるよう、日頃から区と区民、警察、消防及び国や都と連携して防災訓練の演習を行う。

区は、防災訓練を頻繁にする。

区は、情報の伝達方法経路を整備する。

区は、情報伝達をIT化する。

区は、非常時の情報伝達体制を徹底強化する。

町内会別防災時行動マニュアルを作成する

(2) 備え(防災計画)による防災拠点と避難所施設の充実

災害時の防災指揮本部や拠点となる区役所、地域センターと、小中学校などの避難所や大規模公園などの広域避難所を結ぶ相互通信が可能なカメラ付きデジタル防災無線の設置などの避難所の充実を図る。

各避難所施設に災害用下水道型トイレや多目的貯水槽を増設、災害備蓄品や資機材の充実とともに、食糧配付方法などのしくみやルールづくりを防災計画に基づき各組織と協働で行う。

(3) 防災区民組織の育成支援としくみづくり、協働による防災弱者の避難支援

地域における防災教育や災害時の初期消火や救出・救護活動が適切に行われるように、防災区民組織(全区民対象)を充実させ、情報・資材の提供や防災リーダー(現・サポーター60名)の育成により、地域共助・協働の支援強化を図るよう、2017年度防災会に1名以上の防災専門知識のある防災リーダーを育成し、消防署との協働で防災計画・訓練の主体者として配置する。

区長室危機管理課を中心に各特別出張所と防災区民組織との協働による地域防災ハザードマップ(地域に即した多言語対応)の作成などを行い、防災PRに努める。

帰宅困難者対策として、都立高校を核とした「帰宅支援ステーション」を整備するとともに、区内民間事業者との災害協力をを行い、企業の従業員や大学生が被災者の救援活動に当たれるようにする。

災害時の初動体制が速やかに取れるように区と避難所施設が定期連絡会を開催し最新の設備などの情報の共有化を図る。

区は、災害弱者となる外国人の生活実態の把握、障害者・高齢者・子どもの実態把握をして対策をする。

犯罪を許さない安全・安心なまちづくり(防犯ハード面)

区民は、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を醸成し、お互いの顔の見えるネットワークを構築していくことが必要である。また、住み良い生活環境(地域に心を癒すオアシスがあり、歩きたくなる公園や、人にやさしい道路やまちなみができている。子どもを安心して育てられ、地域で見守る体制ができている。)を区と協働して、つくっていくことが必要である。

区は、繁華街や公園・学校などに多目的防犯(カメラ)灯を設置して、監視を強める。具体的には、スーパー防犯灯の年間設置目標を定め、当面全防災無線の設置場所を利用し設置する。

区は、新宿駅周辺および駅の改築を進める時は犯罪を一掃できることも含めると同時に犯罪が他の地域に移ることにならないような施策を行う。

区は、防犯システムの積極的な導入を図り地域ボランティアと協働で取組むとともに地域防犯マップの作成等を通じて地域総点検を行い、防犯対策や機能の強化に取り組む。

犯罪のないまちづくり(防犯ソフト面)

多種多様な価値観や文化や生活様式を持つ人々が、自分らしく生き、ゆるやかに地域とつながっていける「都市型コミュニティ」を作っていくことが必要である。

区は、一人一人に対する声掛け運動や街の美化と環境浄化に努め、犯罪が起こりにくい状態にする。そのために、ニューヨークの街の浄化につながった、“ブローケン・ザ・ウインドウ理論”を推進する。

区は、町会に防犯標語を募集するなど新たな啓発行動を進める。

区は、子どもが安心して育つように、学校の安全・安心対策として専門知識を身につけた(スクールガード)学校安全警備委員などを小学校・幼稚園・保育園に配置し、校内と通学時の児童の安全を確保する。

区は、警視庁のスクールサポーター制度を拡充し、警察官OBによる巡回や安全指導の充実で学校安全対策を強化する。

区民は、子育てをしながら働き続けることの出来る環境、子ども達を犯罪に巻き込まないように地域で見守る、「地域の見守り隊」を結成する。

区は、警視庁や地域ボランティアと協働で地域や学校の安全・安心対策として純化の実施、危険箇所の掌握、特に登下校の監視を地域ぐるみで強化する。

警察は、警察官の増員、検挙率の向上に努める。

区民は、防犯パトロールや、声かけ運動、挨拶運動を始めて犯罪抑止に努める。

区は、歌舞伎町ルネッサンス運動を周辺地域に拡大して犯罪を地域ぐるみで抑制するように努める。

一般区民やNPOが参加出来るように既存自治組織(町会・自治会)を見直し、活性化して地域の連帯をはかる。(地区単位で)地域安全委員会の配置や地区協議会の広報強化と構成メンバーの見直しをする。

地域に安全安心なまちをつくる

(都市型コミュニティの形成と防災・防犯についての行政の取り組み)

(行政)

区は、縦割りでなく、横割り組織とし、地域安全課、各地区担当係を設置する。

区は、区内の防災・防犯に関する情報を迅速に理解し、速やかに伝達が行われるようにするため、新宿区内各地域に区職員を多く居住させる。

区は、自助、共助、公助の連携と協働を充実させ、「地域安全」における区、区民、事業者、関係行政機関などの責務を明文化し、組織の管理マネジメントの一元化をする。また、政策立案、財政の裏付け、施設維持、ソフト面の充実をはかる。

区は、区から発信する情報の提供・情報の共有化の充実と広報・啓発活動の徹底を図る。

地域コミュニティが基盤として存在していることが基本であり、地域の安心・安全は、区が条例を定め、住民意識の改革をめざす。

区は、地域安全をテーマにしたイベントや研修を多くの住民が興味を持って参加する企画を計画して開催する。